

生徒指導だより 5月号

明るく 正しく 元気よく

内子町立内子小学校



自転車の乗り方について再確認を!

4月21日(火)に、交通安全教室を行いました。その後の様子を見ていると、まだまだよくない乗り方をしている児童がいます。地域の方々も、とても心配されています。

気軽に遠出することのできる自転車は大変便利な乗り物ですが、常に「命」に関わる危険とも隣合せです。一人で自転車に乗るということは社会の一員として、交通ルールや交通道德を守る義務が生まれるということです。とても大切なことですので、下記に挙げているような学習内容を今一度ご家庭でも確認していただき「交通事故0」を継続していきましょう。

- ・ 飛び出しは絶対にしない。
- ・ 「一回止まって、右・左・右」の安全確認を必ずする。
- ・ ヘルメットは必ず着用する。
- ・ 手放し運転は絶対にしない。
- ・ 国道では、自転車に乗らない。
- ・ 特に坂道などは、スピードの出し過ぎに注意する。
- ・ 横断歩道を渡るときは、自転車を降りて押して横断する。
- ・ 自転車はブレーキで、しっかりと止める。
- ・ 帰宅時間が迫ってもスピードを出さないで帰宅できるよう、余裕を持って帰宅する。



<御存知ですか?「いじめ防止対策推進法」「児童虐待の防止等に関する法律」>

学校では、児童が安全に楽しく学校生活を送ることができるように、児童を守るための法律が定められています。今年度が始まって1か月が過ぎ、学校生活にも慣れ、お子様同士のトラブルが散見されますが、教職員の目だけでは十分に把握できないこともあります。お子様やお友達の様子で何か気になることがありましたら、速やかに学校に連絡していただきま

すようご協力をお願いします。

【いじめ防止対策推進法 第8条】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【児童虐待の防止等に関する法律 第6条】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに、これを市町村、都道府県の福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。(一部抜粋)